



しょう 障がいのある人の  
暮らしやすい  
かんが まちづくりを考えよう





わたしたちのまちには、障がいのある人や子どもから高齢者まで様々な人が一緒に暮らしていて、誰もが人間らしく生きる権利を持っています。しかし、障がいのある人などは、色々な生活の場面で困ってしまうことが多くあります。障がいにも色々な種類があって、ひとりひとり違います。どんなふうにお話ししたら良いか、一緒に考えてみましょう。



### 目に障がいのある人

見えない人、見えにくい人、色がわかりにくい人がいます。  
 見るかわりに音を聞いたり、手で触ったりして周りの様子や情報を知ります。  
 白杖という専用の杖や盲導犬と一緒に歩く人もいます。  
 目に障がいのある人と会ったら周りの様子を声で伝えたり、文字をかわりに読んであげましょう。

### 耳に障がいのある人

生まれつき耳が聞こえない人、大人になって聞こえなくなった人、聞こえにくい人がいます。  
 音のかわりに目で見て周りの様子や情報を知ります。手話で話したり紙に文字を書いたり、口を大きく開けてゆっくり話す人もいます。  
 伝えたいことを紙に書いたり、手話や身振りなどでお話ししてみましょう。



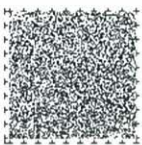
### 目と耳に障がいのある人

目も見えなくて耳も聞こえない人、少しは見えるけれど聞こえない人、見えないけれど少しは聞こえる人もいます。  
 手話や点字、大きい文字を見て情報を知ります。お手伝いをしてくれる介助員と一緒に出かける人もいます。  
 相手の腕や手に触れ、手のひらに指で文字を書いてお話ししてみましょう。



### のどや言葉の機能に障がいのある人

病気などが理由で、声を出すことや話すこと、読むことや書くことが難しくなる人がいます。上手に発音できなかったり、言いたい言葉が浮かばないこともあります。  
 お話しをするときは、静かなところで、お話しを聞いたり、ゆっくり繰り返して確認したり、紙に書いてお話ししてみましょう。







## て あし からだ しょう ひと 手や足、体に障がいのある人

手や足などの体の一部がない人や、麻痺や筋力低下により体を動かせなかったり、お話しをするのが難しい人もいます。手の筋力が弱くて字を書くことが難しい人もいます。

麻痺や筋力低下により、お話しをするのが難しい人には、絵や文字を使って、指さしやうなずきによってお話ししてみましょう。

## ち て きしょう ひと 知的障がいのある人

言葉の意味やルールを覚えたり、日常に必要なことを身につけるのに時間がかかる人もいます。

お話しをすることや、何かを決めることに時間がかかったり、思っていることを伝えることが難しい人もいます。簡単な絵を使って気持ちを伝えたり、ゆっくりと簡単な言葉で話しかけてみましょう。



## は っ た つ しょう ひと 発達障がいのある人

脳の機能に障がいがあって、得意なことや苦手なことが多く、一度にたくさんのお話を理解するのが難しい人もいます。

たくさん人がいるところが苦手だったり、相手の気持ちを考えることが難しい人もいます。

絵を使ったり、わかりやすい言葉でお話ししてみましょう。

## せい しん しょう ひと 精神障がいのある人

脳のはたらきが不調になることで、気分が落ち込んだり、不安な気持ちがとても強くなったり、気持ちのコントロールが難しくなったりします。疲れやすくなることや、考えがまとまらないこと、眠れないこと、食べられないこと、反対に食べ過ぎてしまうことなどもあります。

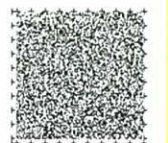
相手のお話しをゆっくり聞いたり、やさしい口調でいねいにお話ししてみましょう。



いろいろな障がいがあるので、困っている人がいたら、「何かお手伝いできることはありますか」と声をかけてみてくださいね。

## おんせい なに 音声コードって何？

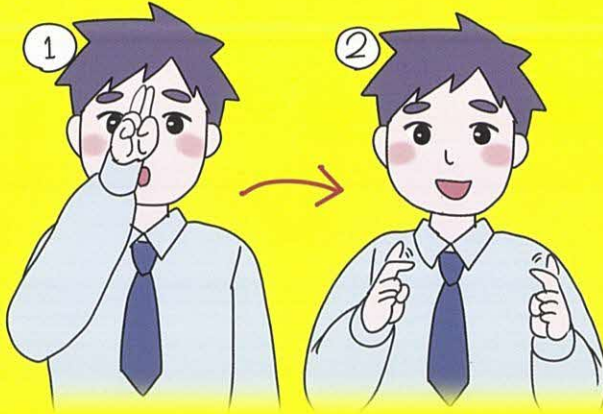
文字の情報をデジタルに変えた情報です。専用の機械や、スマートフォン専用のアプリケーションなどで読み込むと、声で情報を聞くことができます。





# しゅわ つか 手話を試してみよう

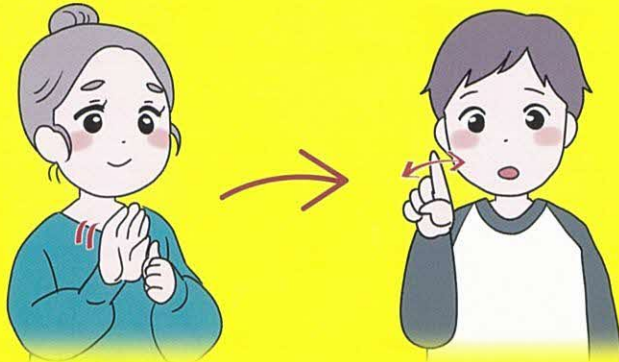
「こんにちは」



「ありがとう」



なに てつだ  
「何かお手伝いできることはありますか」



てつだ  
(手伝う)

+

なに  
(何?)

ねが  
「よろしくお願いします」



## ほごしゃ みな 保護者の皆さまへ

北海道では、障がいの有無にかかわらず、すべての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会を実現するために、北海道障がいの意思疎通の総合的な支援に関する条例（略称、「意思疎通支援条例」）と「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」（略称、「手話言語条例」）の2つの条例を制定しました。（施行日：平成30年4月1日）

本パンフレットを利用して、お子様と一緒に障がいのある方との関わり方や話し方、手話によるコミュニケーションなどを話題にいただければ幸いです。

【発行】北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

【電話】011-204-5278 【FAX】011-232-4068

【E-mail】hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

イラスト：馬野堂

